福生市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 福生市子ども・子育て支援事業計画を効果的に推進するとともに、 その推進状況の管理及び把握を行うため、福生市子ども・子育て支援事業 計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 福生市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
  - (2) その他子ども・子育て支援事業に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務等)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した 委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども育成課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長 が別に定める。

## 附則

## (施行期日)

- 1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。
  - (この要領の失効)
- 2 この要領は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表(第3条関係)

区分	職名
委員長	子ども家庭部長
委員	社会福祉課長
	障害福祉課長
	健康課長
	子ども育成課長
	子ども家庭支援課長
	教育指導課主幹
	教育支援課長
	生涯学習推進課長